

令和3年度学校法人永原学園ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書

令和4年3月

本学園では、適切なガバナンスを確保し、私立学校としての教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、公益的な法人としての透明性を高め、社会的責任を全うすべく令和2年3月14日に「学校法人永原学園ガバナンス・コード」を制定いたしました。

このたび令和3年度におけるガバナンス・コードの実施状況を自己点検し、私立学校法、学校教育法、寄附行為等に基づき、運営がなされていることを確認いたしましたので、その結果をご報告いたします。

| 項目 | 適合状況 | 備考 |
|-----------------------------|------|----|
| 第1章 学校法人の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 | | |
| 1-1 建学の精神 | ○ | |
| 1-2 教育と研究の目的、中期的な計画等 | ○ | |
| 第2章 安定性・継続性（学校法人の運営） | | |
| 2-1 理事会 | ○ | |
| 2-2 理事 | ○ | |
| 2-3 監事 | ○ | |
| 2-4 評議員会 | ○ | |
| 2-3 評議員 | ○ | |
| 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） | | |
| 3-1 学長 | ○ | |
| 3-2 教授会 | ○ | |
| 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） | | |
| 4-1 学生に対して | ○ | |
| 4-2 教職員等に対して | ○ | |
| 4-3 社会に対して | ○ | |
| 4-4 危機管理及び法令遵守 | ○ | |
| 第5章 透明性の確保（情報公開） | | |
| 5-1 情報公開の充実 | ○ | |